

資料提供
(県政)

提供年月日：令和5年(2023年)2月6日 9:00
所属名：滋賀県特定家畜伝染病対策本部
総務調整班総務係
担当者名：濱野、加藤（農政水産部）
伊藤、岡田（防災危機管理局）
連絡先（内線）：077-528-3861（農政水産部）
077-528-3435（7422）
（防災危機管理局）

高病原性鳥インフルエンザ発生にかかる搬出制限区域の解除について

内容

大津市内で確認された高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定していました搬出制限区域（発生地から半径3～10km以内）につきましては、2月6日(月)午前0時をもって解除するとともに、5か所設置していた消毒ポイントのうち3か所の運営を終了しましたので、お知らせします。

なお、移動制限区域（発生地から半径3km以内）については継続しており、2か所の消毒ポイントについては引き続き運営していますので、併せてお知らせします。

1 制限区域の解除について

搬出制限区域（発生地から半径3～10km以内）：2月6日(月)0時 解除

移動制限区域（発生地から半径3km以内）：2月17日(金)0時 解除予定

2 消毒ポイントについて

<運営終了>

大津市皇子が丘公園駐車場

大津市木戸市民センター裏駐車場

びわこ地球市民の森

<継続（2月17日終了予定）> 運営時間：6時～22時

仰木雄琴料金所道路公団跡地

J Aレーク滋賀伊香立カントリーエレベーター

その他

- ・我が国において、家きんの肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。（内閣府食品安全委員会「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」）
- ・農場に対する取材は、飼養者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。
- ・今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、飼養者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。